第二十七条第一号中「における」の下に「当該年度に係る」を加え、「法第三十六条第二項の規定により算定された賦課金の額」を「、電気事業者が供給した当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額」に、「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第二十九条第八項中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第四章中第三十二条を第三十五条とし、第三章中第三十一条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とする。

第二十九条の四中「第二条第三項第一号」を「第三条第三項第一号」に、「第二十一条の二第一号」を「第三十条第一号」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条の三中「第二条第三項第一号」を「第三条第三項第一号」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の二中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第一号中「第十七条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十条とする。

附則第二条から第七条までを次のように改める。

第二条から第七条まで　削除

附則第七条の二の見出し中「接続の請求」を「特定契約の締結」に改め、同条第一項中「接続請求電気事業者（第六条第一項第七号）」を「特定契約電気事業者（第十四条第一項第十一号）」に、「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に、「特定供給者」を「認定事業者」に、「法第五条第一項の規定による接続の請求」を「特定契約の申込み」に、「第六条第一項第八号イ及びチ」を「第十四条第一項第三号イ及びチ」に改め、同条第二項中「接続請求電気事業者（第六条第一項第七号）」を「特定契約電気事業者（第十四条第一項第十一号）」に、「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に、「特定供給者」を「認定事業者」に、「法第五条第一項の規定による接続の請求」を「特定契約の申込み」に、「第六条第一項第三号イ及びチ」を「第十四条第一項第八号イ及びチ」に改める。

附則第九条第一項の表旧特別措置法施行規則第一条二項の項中「附則第十二条」を「附則第四条」に「附則第十一条」を「附則第三条」に改め、同表旧特別措置法施行規則第十四条の項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百六十一号）」に改め、同表旧特別措置法施行規則第十八条第二項の項中「附則第十一条」を「附則第三条」に改める。

附則第十条の前の見出し及び同条を削る。

附則第十条の二中「附則第十二条」を「附則第四条」に、「附則第十一条」を「附則第三条」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置利用量の届出に係る経過措置）」を付する。

附則第十一条を削り、附則に次の五条を加える。

第十一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により法第二条第一項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなされる改正法附則第三条第二項に規定する旧電気事業者（以下「みなし電気事業者」という。）は、同条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約について、当該契約の申込みを行った改正法附則第四条第一項に規定する旧特定供給者から変更（当該旧特定供給者が当該契約に基づいて供給する再生可能エネルギー電気の量を増加させるものに限る。以下同じ。）の申込みがあった場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該変更の申込みを拒むことができる。

一　当該変更後の契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、当該変更後の契約に係る改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求の相手方である一般送配電事業者の供給区域における当該みなし電気事業者が事業の用に供するための電気の量が、その最大の需要に応ずる電気の供給のために必要な量を追加的に超えることが見込まれる場合

二　当該みなし電気事業者（当該みなし電気事業者が一般送配電事業者である場合を除く。）が電気事業法第二十九条の規定により届け出た同条第一項に規定する供給計画に係る全国の区域の需要電力量が五億キロワット時未満である場合

（みなし電気事業者の交付金の額の算定方法に関する経過措置）

第十二条　みなし電気事業者についての第二十一条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「電気事業者」とあるのは「電気事業者が一般送配電事業者以外である場合であって、一般送配電事業者若しくは当該電気事業者以外の者が当該電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（改正法附則第四条第一項に規定する旧特定供給者をいう。）が維持し、及び運用する改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき、又は当該電気事業者」と、同条第二号中「電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者」とあるのは「電気事業者」とする。

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条　改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気（次項に掲げるものを除く。）についての第二十二条の規定の適用については、同条中「スポット市場」とあるのは「スポット市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則第一条第二項第七号に規定する一時間前市場をいう。）」と、「として」とあるのは「を、当該スポット市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として」と、「のうち、当該電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」とする。

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この項において「平成二十八年改正省令」という。）の施行の際現に再生可能エネルギー電気が改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する特定契約（以下この項において「旧特定契約」という。）に基づき旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下この項において「旧電気事業者」という。）に供給されていた場合、又は平成二十八年改正省令の施行の際現に旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって旧特定契約の申込みについて旧電気事業者が承諾し、かつ、当該旧特定契約に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条において「電事法等改正法」という。）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び特定送配電事業者が承諾しているときにおいて、当該旧電気事業者が当該旧特定契約（改正法附則第三条第一項の規定により法第二条第五項の特定契約とみなされるものに限る。）に基づき調達している再生可能エネルギー電気（平成三十三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給（電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。）の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合に限る。）についての第二十二条の規定の適用については、同条中「スポット市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額」とあるのは「特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる一キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額」と、「のうち、当該電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」と、「とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。」とあるのは「とする。」とする。